

住宅政策課長が別に定める情報提供の内容及び方法について

令和3年5月13日
令和4年5月26日
令和5年7月28日改正

鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付第201300200758号生活環境部長通知）第3条第1項第3号において、住宅政策課長が別に定めることとしている情報提供の内容及び方法については、下表のとおりとする。

表1

住宅施策 ※(1)は必須項目	情報提供の内容
(1) とっとり住まいの支援事業補助金及び県産材を活用した木造住宅に関すること	鳥取県は県産材の利用拡大と地場産業の活性化を目的に「とっとり住まいの支援事業」で、環境に優しい県産材による木の住まいづくりを応援しています。
(2) とっとり健康省エネ住宅に関すること	国の住宅省エネ基準を上回る断熱・気密性能を有する“とっとり健康省エネ住宅”『NE-ST』は、住まい手の健康を守りながら省エネを実現する住宅です。
(3) 伝統構法に関すること	伝統構法による住宅は、職人技術により木の特性を活かし、古来の継手、仕口で木を組み上げる金物に頼らないで地震の揺れを吸収する住宅です。
(4) 長期優良住宅に関すること	長期優良住宅とは、耐久性が高く、定期的に維持管理を行うことで、長く使い続けることができる住宅として法律に基づき認定された住宅です。
(5) 住宅の耐震化に関すること（耐震等級3以上。）	耐震等級3以上の住宅は、震度6強の地震に遭ってもほとんど被害を受けることなく、地震後も住み続けることができる住宅です。

表2

情報提供の方法
<ul style="list-style-type: none">補助事業によりチラシ、新聞広告、ホームページ、動画、テレビCM等を作成する場合、選択した項目に対応して、表1右欄の内容又はこれに準ずる内容を盛り込むこと。上記は最低限記載すべき内容であり、これに加え、県ホームページや住宅施策の内容、表・イラストなどを盛り込むことは妨げない。 <p>※研修会のみ実施する場合など、広報物を作成しない場合には、選択した住宅施策に関する県のチラシ配布、ホームページによる住宅施策の紹介等により情報提供を行うこと。</p>